

花月夜



四九二

内閣文庫			
二二	二八	二	和
函	冊	號	書
架	冊	號	類

(三四九)

内閣文庫			
番號	和	28420	
冊數	100	(43)	
函號	211	300	



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



明治十二年



塩志里卷之四十三

東鑑抜抄

宗廟社稷の如社

日國石上布留社

國乃明神

二十六号仙社巻末記

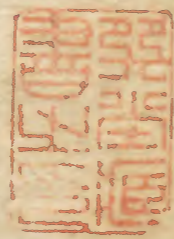
琉球供旅中の記

紀公上置せしりかき

足利家の古状

春日社四所造りの圖

岩津妙守の巻末の記



丁神地祇

大和國大國魂那社

少律國宇治の四乃三

大母保時教公法入教

法花社

曼荼羅の源こけ社并

斯波教師の勅書

神女不動大日不動

辰吉社四所造りの圖

法正より水取の状



川之水溢多事

丁卯二瓶球本神書

水正援抄英侍記

津島社神階

津島傳野氏

追補供押紙供

津島社古圖

室海屋像の撰

義教弒逆一説

大津社官の姓

宋太宗撤歎炭事

○東鑑抜抄

天道北斗

一卷^二出

と西^二と天道祠有^レ祭^レ神

詳^レ人必此説^レと^レ天道^二北斗^一の事と^レ也

右筆

二卷

執筆^レ乃^レ人^レを^レ稱^レする^レ也

大名

大^レ名^二を^レい^レふ

吠丸時鳩

義^レ經^レを^レ力^レす^レに^レ於^レて^レ後^レに^レ川^二津^一に^レ歎^レ人

鶴丸

仙^二洞^一に^レ刻^レす

尾張國日置額被^レ奉^レ寄^二左^一女^二牛^一若^レ宮

云^レ七卷

尾張國津島社板垣冠者不^レ并^二正^一當^レ之^レ由

云^レ八卷

尾張國御家人須細治部太輔為^レ基^レ為^レ案^レ内^レ者^レ到^二

于^レ當^レ國^二野^一間^二庄^一拜^レ故^レ左^二曲^一厩^二廂^一堂

云^レ十卷

元文治六年十月廿五日於大津寺湯參事也
上品八丈絹六尺代百廿文 十二卷
此乃
遊女等摸兒童形 十一卷
此乃
遊女等摸兒童形 十一卷
此乃

鬼童為女形時風如此
裝束納廣蓋 七口夕時
照笠 九五
今世り笠也

若君御手習始習始給長生殿詩云 七五
伊豆國走湯山失火俗体不奉取出為灰烬 七七

此社中世以來常男云 女木の神像を女童に
乞を俗体と云ふ侍の作り也 此より乞を侍と云ふ

大晦日 大晦日の云を古

節分御方違 良人のいし漢金時代より考
御念仏者黒衣之輩近年充滿都鄙横行所郡宣
旨雖及度、未被對治重可被宣下之可被申京
都云々 三十

乞不法の俗も横行よりなり文應二年七月の事也
嘉禎二年十二月御煤松事文元申云新造三年
内可有其憚云々 親職晴賢等者雖無指文皆所
罷置也至新造者無煤故欵有煤者可松欵云々
歸松氏の事云々

尾張國住人中島左衛門尉宣長云々 尾藤田畠

云々 尾邊の御所は亦ハ知能尾院村の事ナリトヤ
延應二年三月万事停止過差可好檢約條之今
百被造制符云々 世傳も静かハ人ニ多ク長
以古今風俗同

同年九月御家人任官之輩毎年役 左右衛門
尉分人別三 左右兵衛尉分人別七 左右近衛將監分
人別三 内舍人分人別二

當時官々々々役事を勤めり若行幸供奉の
用途と稱し役事を輕略し濟分を以て之を以て今
時後令と稱す為の始也

家礼 此の儀は亦々々々々々々々々々々々

所々甲乙人号神人多令致煩之由依有其例可
被置本數之趣自當座被相觸官守云々

仁治二年乙未也當時甲乙人神人の名を依り自
由に改て之を改め之儀也軍士乱を以て之を後
年々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
尾州一のま北四家同州津島の四家七世之州猿投
の神之本乃々々々々々々々々々々々々々々々々
酒宴經營之間或用風流果子或衝重外居等画
圖為事御所中之向後一切可停止如此外過分
式之由被觸仰諸云々

仁治二年十二月 三十四

奴婢等事云々年記 三十五

と俗に傳へし事あり非也

足利左馬頭入道正義自美作國領西稱將末由
猷猿於御所彼猿舞蹈如人倫云々為希有事之
旨及御沙汰云々

出時猿乃猿を扱ふるの事ありや

神子田樂馬場

宿曜道珍覺法眼云々 出時等事は医道陰陽

道の外も宿曜とて法沙天の事を沙汰せし

慈惠大師像一万餘被摺寫之云々 三十八 寛元五年三月

今俗云大佛の首より印行する事あり

名主庄官 三十九 法ありあり古後人の命を奉じたる

武士よりとの名に庄屋を因りかゝる事於大番
役をも勤りし也

將軍家有帝範御診儀云々教隆真人候之云々十四

建長二道云月廿日凡そ鎌倉の代仙事の費必云々

衛計聖意と於て不更しと云沙汰ありと云帝範

の法此に凡そあり

鎌倉中所に可禁制沽酒之由仰保之其奉行人
等仍於鎌倉中所に民家所注之酒壺三万七千
二百七十四口云々

建長四年九月也同十月沽酒殊凡其沙汰有
テ悉ク酒壺ヲ破却セラレ一屋ニ一壺ハ他事ニ用ニル

為二宥殘サレ 尚侍酒桶ちりしや

密懷他人妻事名主百姓中密懷他人妻事訴人
出来者召決西方可尋明證如名主過料三十貫
文百姓過料五貫文女罪料事以同前云云 四十二

建長四年十月禁令八條一也尚侍衣衣の律法
を出して罪を贖て止

被定利賣直法云云 炭一駄代百文薪三十束三把別
百文

萱木一駄八束代
五十文 藁一駄八束代
五十文 糠一駄一文イカ
代五十文

六早 當時難物直言さるは合ありけを以て古今の存を
考也

百年無恙年々常遇有年之年庶事有成事々只

聞無事之事 乞相摸多合字右様より経を写

一左様より奉納の所取文の中二方也能對し

以上東鑑抜抄也

○令義解曰天神者伊勢山城鴨住吉出雲國造齊
神等類是也地祇者大神大倭葛木鴨出雲大汝
神等類是也云云

私云是を以て神地祇よりを考也一序云
延經云如我神社を以て皇孫さるりよを世の役
合の記を忘るる事也

○我國宗廟社稷の亦多るをこの神祖大元徳氏の始

祀をあらわして其氏を奉るに用ひしに於て其氏
人宗族ありて一庶民を以て微きなり或は氏人
祀を以てしつゝ一祀を奉る其氏を以て成るに
其氏社を必無し一庶民を以て祀地のことを入改
する民ありしにききしに田一畝も将あり其
供小林を以てし一庶民あり亦ハ小祠を以てあり神
名を以て侍りも毎年の祀に用ひしにやんこと其法
社の祀絶ありしに微き一庶民を以てし法を以て
むすしに祀を以てし一庶民せよ出ぬの老を以てし祀
及びりしに也古に後を以てし不考なりか
を以てし祀を以てし

○大和國山邊郡大倭郡大國魂神社を往古
て熊太神と云ふに天白の太殿因に並、その
一祀を以てし一庶民あり其祀を以てし和州の國
祀を以てし月次お膏新膏等の太系もい、庶民を以
侍りしに戰國以來官幣の祀典絶其氏の神を以
て祀を以てし一村奉祀し民ありしに時、神を以
奉るに

○田園石上より丹波の神社物部氏の膏一太社
往古に神社と稱し一庶民祀し一祀を以てし神皇
十種の新室を奉るに一庶民ありしに一庶民の祀を以て
於此に祀を以てし一庶民祀し一祀を以てし法を以て

し及し侍りをかゝる社はくいつり氏人たせり
官幣を頒ちくともよりのときも結果今に身取村
の民共私に法儀をもて供をまつたかき

○山城國宇治郡山階に四宮の明神をせし法相の
社よりい説との以為諸を西よりして左右羽葉といふ
此社、見屋太玉の神を奉る是て縁左右葉乃
巨なり一尾たりとは後附の云を度と云也經云とい
守系として蓋々の社なり凡社稷の神をまつるこ
蚕神を祀り社め一子の字あり社めく蚕のかな
本たりと此と亦業神をまつる是蓋々の神也山階
田の宮も業神なりといふ

○江州國の明神を禰丸の靈といふも何れを園門
ありといふに必法皇の為し神をまつりて雲の明
神なり奥州心川の宮も園の明神あり橋も丸
所、橋姫の神あり市に市神まつり野に野
々の神あり山に山神まつり法也世を説かむ此
也

○慶長十九年大坂の役の時数えし人数一万余り内
法旗奉四百八十之勢有儀念大際五百石と金子五
兩と、然るも其料も少あり惣儀倍人百七十
騎は金子七百五兩は時米の價金一兩と米
六石と云

○三十のふか仙の法古法傳つる所土俗もあし其装
木右殿左のこし

・人磨 えはしむをいへば徳袖単白くさし紅のあやさし
落りたるに紋ありしか或ハハツ

人磨の法は影のあやを漸くあつたをいふなりし

躬恒 六着のあやの紋ありし布袴はし禁を衣の赤帯の
たるのし乃袴帯と云ふ紋ありは襦すりし紋遠いなり

家持 禁を衣の赤帯はつらひしは袴帯

業平 巻えはの冠考越えの直衣を穿て紋二重ハハし
あはれ清府のりつらけはわや好ハハしをきり

素性 そくんの衣白きりさしをいふし

猿丸 えりし袴衣美紋ハハ禁ハハしあき

兼輔 禁を衣の赤帯はあすわし小紋の襦

敷忠 冠目くはれ糸袴ハハしりきんた刀冬の旅
たるぬ帯とあり小紋ハハ相行

公朝 冬の旅帯つらひし禁を衣のたるぬ

弁官女御 えの衣は純のたるぬ几帳に紋ハハ相

宗子 白くをいさしせは紋ハハのたるぬ

敏行 えの旅帯つらひし禁を衣の冠考ハハ
清府のり矢平や好ハハ太刀

清忠 袴衣をきりかきハハはけしをきり

奥風 袴衣をいさしはけしをきり

是則 冬の旅帯純紋たるぬはきりしは白

女藏人 袴衣をいさしはけしをきり紋ハハ相

能宣 冬の旅帯つらひしは襦すり

兼盛 かりきりぬきり白ハハ

以上ハ左

貫之

冬の赤帯つらいつの袴白

伊勢

赤衣引纏をうま継ぎのきぬを

赤人

袴衣をうま継ぎのきぬを

通昭

赤黄のものけ衣傍深赤継ぎのきぬをうま継ぎのきぬを

友則

冬の本帯つらいつの白つらぬ

小町

冬の大つらぬきぬをうま継ぎのきぬをうま継ぎのきぬを

朝忠

冬の本帯つらいつの赤をうま継ぎのきぬを

高光

夏の本帯赤冠巻元白袴け高府より矢

忠岑

平やうとくひの袴一矢二筋卯た刀

頼基

夏の本帯つらいつの赤をうま継ぎのきぬを

重之

かりの衣をうま継ぎ

実時

かりの衣をうま継ぎ

順正

かりの衣白地をうま継ぎのきぬを

元輔

かりの衣平礼

元真

かりの衣あはれ

仲文

かりの衣つらぬ

忠見

緑の本帯白きぬをうま継ぎのきぬを

中務

赤衣引纏をうま継ぎのきぬを

以上右

大乃介はましく口信ありしと云

○ 和州三輪山の内務省社ありしと云や花道のつらの祭を
殺を穢し祓ふは社やむりの祭亦あり

○ 去冬^寅 末^終と^し琉球王使美里王子^羈旅^の口^号
と^て東^くあ^まし^人凡^ん

行行行行復行行 日^こ行^こ向^江城
上國风光^有愈^好 不^才豈^敢写^詩情

信國^の人^難保^しり^致次^人あ^まき^をん^んし^りん^ん
よ^の中^のた^まし^いい^つも^かあ^りし^あの^ころ^の人^な

い^さ先^町乃^ゆま^き
當^中の^法事^をし^りる

く^さ乃^たこ^らし^やな^をの^かを^しん^ん
は^わく^をる^花乃^さは^まし^あん^ん

杜^女を^んん

い^し柳^こし^ろと^ふあ^まし^りん^ん

乃^して^羽衣^の風^たた^やん^ん

い^たい^あや^しん^んと^同し^し塔^方な^りり^ん

和^かし^似く^三才^一の^侍あ^んん^んし^りん^ん

和^かし^似く^三才^一の^侍あ^んん^んし^りん^ん

○ 曼茶羅^の縁^と牡丹^を描^くい^皇女^は信^りん^んし^りん^ん

法^と食^物必^{牡丹}を^くは^國の^美女^のし^りん^ん

信^りん^んし^りん^んと^同し^し塔^方な^りり^ん

信^りん^んし^りん^んと^同し^し塔^方な^りり^ん

義^をり^んの^{牡丹}を^風ゆ^しん^ん 現^圖抄

○ 紀^公と^或少^の富^をし^りん^んと^同し^し塔^方な^りり^ん

右記状の肩事之由今勅事之是後若里に候也
尾張國熱田社候より法知行の由に室町爲す
・ 御令入の由に候事之由に候

永享五年十二月十日

是の由九通し下出候に勅事之由

尾張國熱田社候より二有法管候に候に候
書法目出候に候也 為押

右記状の肩事之由今勅事之是後若里に候也
尾法正統の事、建武年中、其也但、國中あり候
院宮法承の事、其也、其民爲軍の法事、其也、其左
熱田社事、其也、其有法管候、其也、其謹事、其也、其

在凡可しと奏を呈候に候其民淨之

建武二年八月廿日 左兵衛督爲氏爲押

右記状の親之法方之由に候
尾法國英法に事候也院法以のり、其候に候
一、其管候に候に候に候

文あるに、六月廿七日 法爲押

右肩事之由今勅事之由に候
尾法國英法に事、早任編旨可致、沙法付伏見爲
・ 南洋方新事、其也、其被作下、其仍被呈候件

嘉吉元年閏九月廿日 右京大夫爲押

子代徳爲

右を答願乃法也并也亦

仙洞淨料所尾張國知多郡内英比口菟江信傳
課役信誦并人夫為法公事被免除記早令停
止傳者之入於今被令法代官所替之在而後作下也
仍拖連此件

宝徳四年七月十日

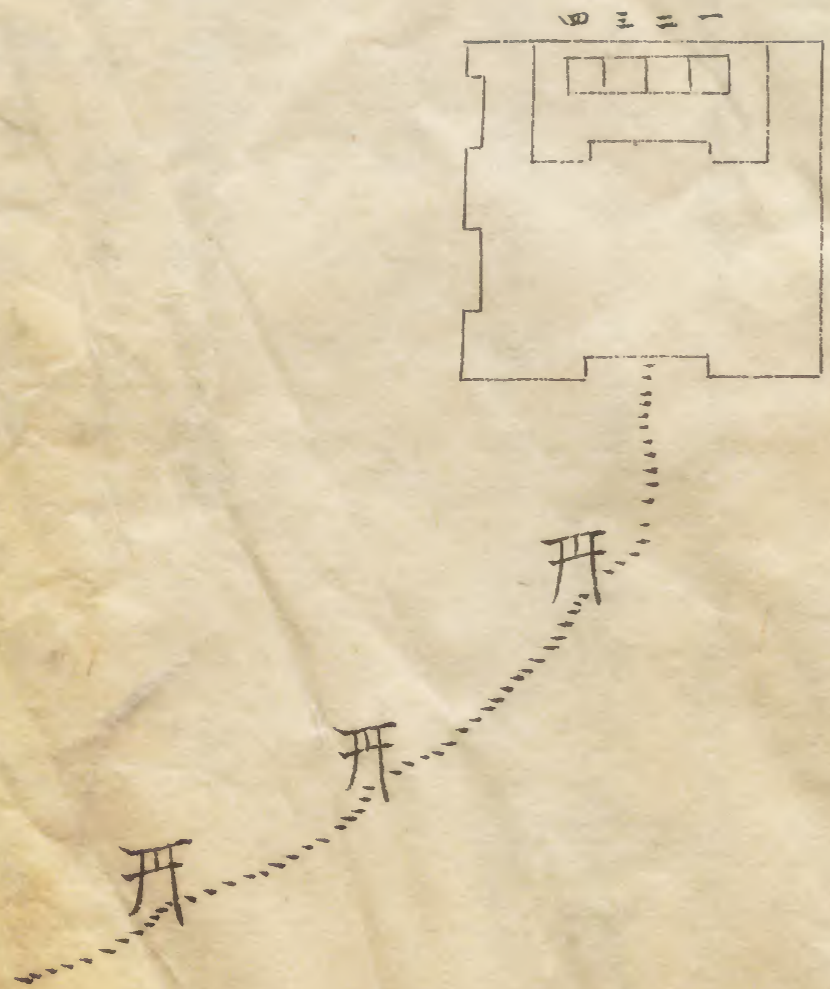
沙弥花押

一色子徳受

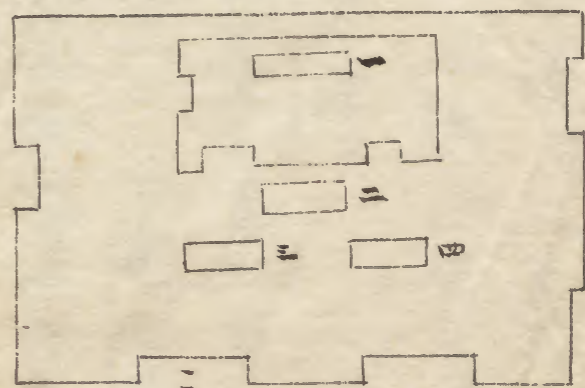
右肩寺之答願畠山徳奉法也并也并也并也并也
倉氏所持のしり也

○仙工の名目之稱也不動大日必動よりあり西目同
稱之傳り稱也並令稱方此日之傳り不動大日必令稱

○春日四所造り
乃ちり此秘抄同考あり是を仙工の名目之稱り也



○ 住吉四所造り



井
井

○ 或曰住吉所乃川所流之水乃極切水
溢して動もず水田を害あり是れ何 予曰是太

平の目小舟の本を伐すありあり河上甚て土流
とのいよよは倍々亦川下あり地を墾て甲は此
あり泥水法するより少なり一歳をくみく土堀川填
まり少の水も著より高く流るあり堤坊はありあり
瀆存するありあり老人のいふは是れ其の自然の勢ひ
なり是れは國を治むる人是一時利ありても万代
乃害をなす

○ 五條防門猪隈七條

画工 佛所式部法眼

比丘崇舜比丘專超比丘海然少僧妙哲

生年七十二歳住持也同供養之導師也彼為
母親則造之

桂堂慶樹尼

願主加茂親則

寛正二辛巳年霜月朔日

妙心院殿前右少承朝議大夫考仲祥公禪定
比丘性說蓮然金公禪門

衆一禪尼賀茂朝臣

右之三州岩津妙心寺存考の胸中より開山自筆云々

真淨院桂堂慶樹大炊 信光王妃

月宮妙光大炊 信光主後妃

此の如く辛巳年を以てして是の如
いふ所の如くもソノ如く
押あつてと位を 縦

此状再奠 貴老一の

小徳云々も上も奠居城の

此の如く

此の如くも

此の如く

此の如く

此の如く

此の如く

羊子一此口お拘りくく

又中ん吾能く成百名の也

如何く存る来一日も急

く原休あるも吾も急

い何ん教押あ中二原下

三代の病も急別お八代

急若左を右時理

下代くく

与中振子くお似中

く水くく 内府の

又右の仁みあるも急

和泉く原も押時水

是も及く急命も急

尾も上も急 急急を

出待も急急も存此

候は半伴く急急

急急も急急も急急

急急も急急も急急

急急も急急も急急

急急も急急も急急

急急も急急も急急

拙者もこれに下り奉る
尚ふ所と下り候へども
心緒二お細かき候
海に

かま計

清正

西

十一月九日

如水張

中報

右ハ其子長女を庚子年原の役加茂清正より延田也
此ハ其子より其自筆の字よりヤ此の關東乃清
威勢一應内府の必死の仁人として額字をませても
子守方々志りりし知事は其の猛如勇きを安んずる
冥途のけり夫より才く及ん侍りしもの乞ふの古
案も及ん侍りし

○ 天和二壬戌四月琉球人來聘書翰

欽差使价呈上書簡恭聞

貴國

大君昭代御續四海無事万祥共臻

如我小邦亦隔里祿万歳方今小

使

名護王子

捧不腆方物從我薩摩

中將光久既奉述賀儀伏希

台聽誠惶不宣

季月日

中山王

尚貞

稻葉美濃守殿

欽差使价呈上短章恭聞

貴國

大君昭代御連續黑葉熙隆万祥駢

臻如吾裔夷之屬國亦豈敢華封

之視方今小使

名護王子

獻不腆方

物依我薩摩中將光久謹備未聘

之儀伏冀諸大老採納之述

青宮聽誠惶不宣

大久保加賀守殿

土井能登守殿

堀田儉中守殿

板倉内膳正殿

○二水誌抜抄

文龜四年甲子二月三十日壬戌改元為永正元是

後柏原院法皇甲子革命の事は改元也卷五下

菊亭公身延九甲子改元村上て是は康保元年
以降欽

永西元多七月七日三宮法方山目也美き

十日宮三法目也事法中沙法有くま月郷雲
客以下便遊悉因在ナク欽き

按て同書永正十四日七月の条より十日親王
法方其外法所法生日玉あり法中沙法云く亦
十一日と百字法法方法所亦此生日玉法沙法とい
ころりと七月于藤孟前父母を齋すりをいせし
ふの法成と稱はる水也於るに於延今日山目也事
ふの早きもして法生日玉の詞あり

十三日今日各於法進上

按て明月記實書二通七月十四日の条に孝民
故と親立長等其末稍付如灯樓物法紙奉灯
遠近有ありとありとを時よとて官家も用はる
るゆゑとて況然延をやとて法法電感ふ
たりて三元の妙法を法云くも孝を忘るると七
月十四日於延法灯電を法永正の時のこと
八月一日己未今於法法忽の法法法法方カ云く四年
同太刀造二枚相人

八朝日の候公事相添く文永法を引く建長
乃法ありとありとありとありと民家田の表

して新穀を儲蓄せしむるなり起つる二月
伊勢滋山奈とてこの事と稱する有身を福す
云々此八月田のこつ稱もは是の昔儀を好す
こつとありし月合度義より八月納賸をたは是
を賸儀とすなり賸田穀の新なるを祈る
奈の名と此田の事此福もは是とす今関
東野うはとけ福なく法た力法款上法区し小
也此子打款とんし事とす
九月十一日戊戌今日為武家徳政之成礼也打
十二日己亥今日為貨物万人取之物忘す
足利家の末威中々く領をくく小用を并せし

由たん此の事人の念をかり亦区法とす計事とす
時此法の念を出して却て徳政と稱す水一策
飲より始公方家の法仕寇困して債を還債人
とすてしとたも打良水と貨物をと修する
事とすし漫録も細とす
十二月六日祭酒禁中法帰拂
十四年丁丑三月廿日法海秋孟子也宣賢於臣申
上之及教刻退出

此後教と孟子の誨たありし中は事あり共正月
十七日十月廿日海年ししとすし凡そ此
禁中表楽猿及竹の事ありし聖学の法

けつこい蓋子の講の如く入るるやいふ事あり

四月十五日の蓋子代凡時の上流と使系り法礼仍の
於小法酒酒宴ま

自に云宮子代凡美少人有百媚父岩村と云
織の居也根本於の考也此十と計居往和泉
境此見学猿乐等双愚月也此二と密令視猴
禁中

按りらにまを代を美事の猿楽て在り大夫を
永少中四の蓋子代を初秋と云と在系内
もなまは蓋子代と云と云間動を能あり
しと新と大臣以下公武の法家待りてと云

るは此花もんてり七月廿二日九州へ下向の時
侍別の人も多く別を猿楽ありと云のり猿楽
の如くまを代と云と云也かかると云一人
万民せと云と云侍の田楽の井も美少と云あり
んてり亦一冬下向の中と云

十月十五日今夜法日待倒年也

日待の名上せり中世以来本意が道とて初合
一漫と日月の姿をり侍りて子日を祈りて事
此礼と云あはれと云浮居氏より安んずと云
礼の神のを慶し日待の侍り侍り修和連家
楊り國養のりてと云法好のりて白

乃時く至りてをくはしむるを神を黷しし事なり
りてきりも大方に一條にたりと存し正しく神
事をもくはしむる盛んをりしめて應仁より下
てい乾延有る是れ法ゆゑに供へる言をりし
末代の此位法多く、民お市井の口々に存するに
廿一日御猪子乃法蓋如恒

と乾延法爲すも物きり武あるを略しりす
く心ありの文字をあやむりし或事上ありのまは

以上ニ水垢抄

○或向津島牛乳にて社を社ありと位と稱し國府宮

藤本元龜二の帝國帳にも亦海部郡西之位津
島牛乳にて社を社ありと位と稱し國府宮
社ありと位と稱し國府宮
勅奉正一位云々山部海光齋院亦生國宮の位也後龜
山院弘和元迄辛酉三河も定省大島長子命して遠
をとりむ亦向津島社とい傳有りり亦室氏姓の
何をや善徳右のり詳たり人應永年中一永亨
七
井伊谷の宮の津線良王津島ありといはれしを長ひ橋
定省の奴野の良王の令子良新或才と始て那城子傳を
らむし然れども子なくして卒はる小田井大學介
這常大島瓜吹り社といふなり後中島郡赤室村

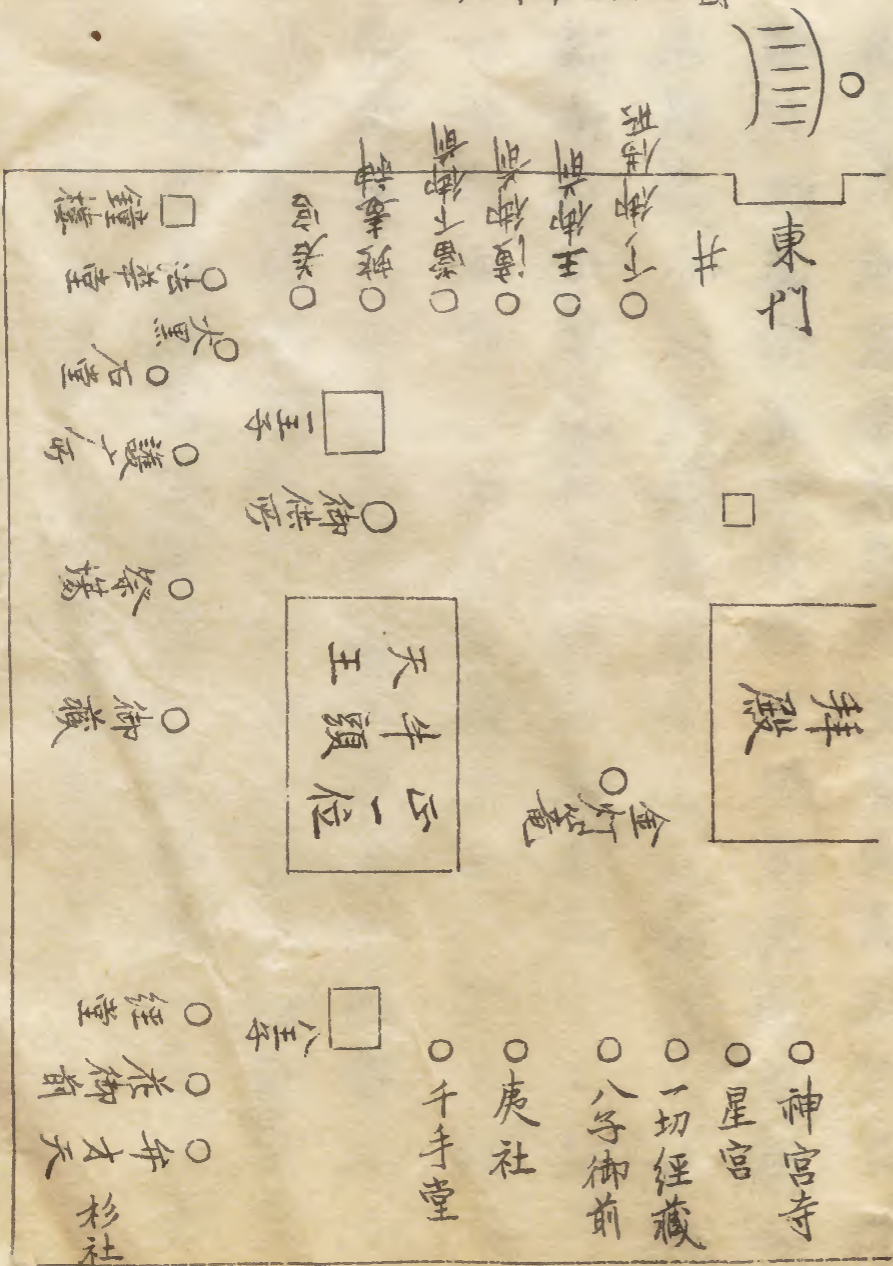
を願せしむるに始りてお家と申し其子孫傳へ
嗣りて世に石黒氏より傳へ亦在貞氏も水室の
子なりといふ野傳に介親志の孫堀田左兵衛某の子
神主と申し亦堀津治侍平野氏の流と申し如何と云
ありて平の姓にして横井氏の流と申し如何と云
流系業忠南方に侍するの方と申しは亦同村傳に
横井越前も平政持の子宗長嗣りて是を平野と
ありていひ業忠の政持の婿なりと申し横井を
相模も高時の流男お模次は時行の長子赤橋
四郎次生害の時幼少にして尾州に於て横井村
に居り横井越前と申し侍り始りて子越前と申し政
持と申し

是横井氏の家傳に云く其流も一書の説に
のりていふに正に正侍り

○ 法國の追補使押込使若者太政官府を以て補せり
才氣武能は法原の老を以ていひ其職を初め平野
群載也及西宮記法時の一山山州廷臣重任の條下を
いひていふに事情を以ていひて其職を以て補するの事
世にありて其後六月名の官府と申し

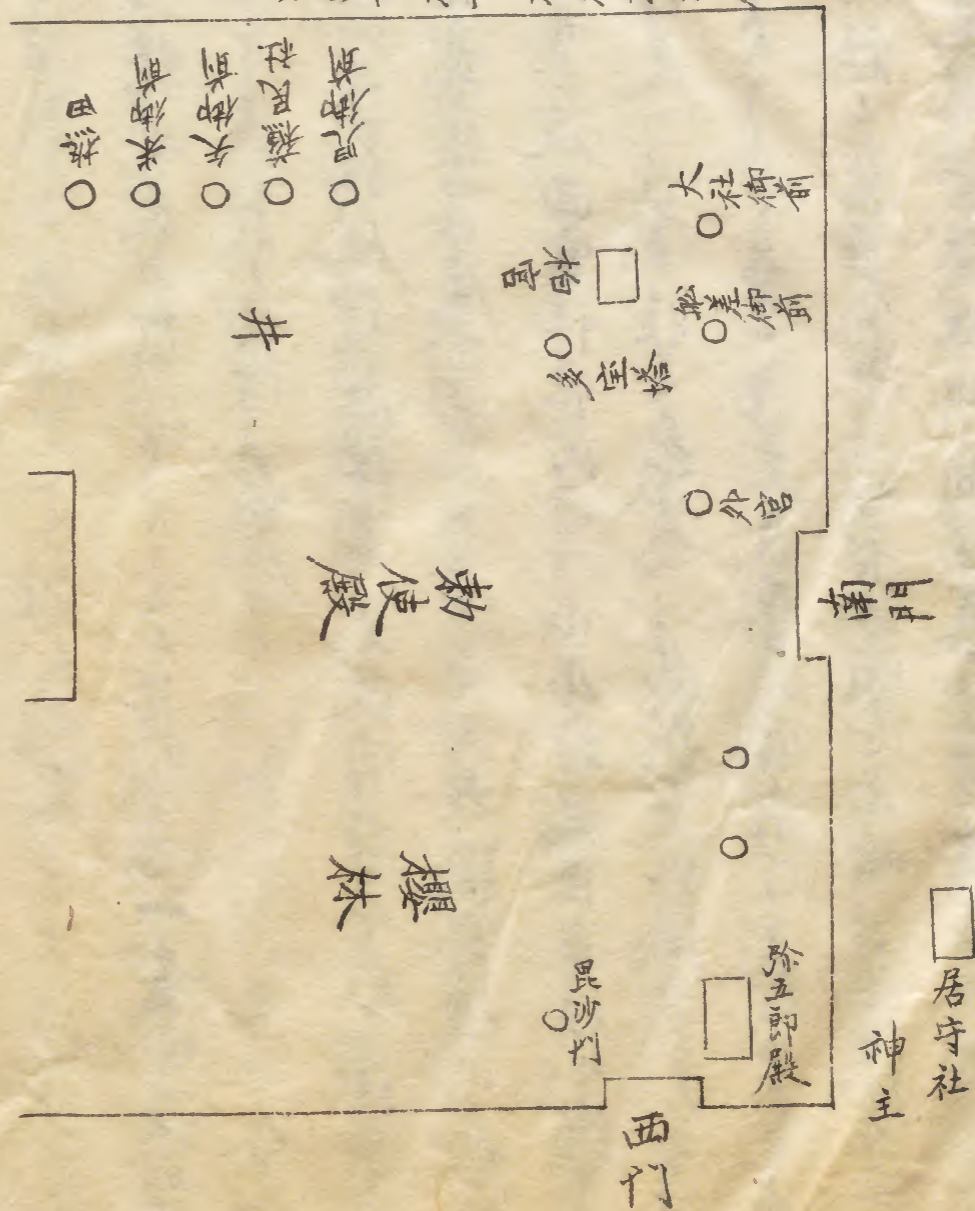
○ 津島社と強志の廟にぬきの園を以て略して記す也
尾州海部郡門前庄藤波里津島
正一位牛頭天王社繪圖

此東社家之宅



橋媛社

此外未社市神社在米座



○空海益像の撰詞性其集多しと云くは後人附
托し、蓋云是ハ高野山の事也、所屬の類方未
の分計し、まじり、或是等の傍と云

○普光院義教赤松満祐之女為妾一旦相衆妾曰
我政可否評于世如何一妾曰政溥而民安何
赤松女則曰苛政如踏白刃公大怒世人以我為
白刃乃汝踏之以刃令踏之女不肯屈踏劍死矣
満祐恨之謀逆公亦疑之使同朋某造播州伺之
同朋与赤松同碁同朋争碁籌輸贏以碁子擊満
祐之頬満祐無怒色而為戲同朋帰洛謂公曰満
祐反者明矣忍耻惜命是有大謀故也公失備焉

嘉吉元年満祐朝矣六月廿四日公餐満祐視隙
將刺之某族惣右衛門某以男罷被幸知公之謀
告満祐、還圖弒及猿樂半令其族某弒之惣
右衛門告公之謀後速自尽云、大友與廢記

按す、は後記後未と同一か

○大神皇臣の姓、素佐能雄命六世大國主、後

四事本紀日本書記、云、因、一、後世、を、衣、小
係、大和國、三、山、の、事、了、三、崇、山、の、事、
三、崇、山、の、事、了、三、崇、山、の、事、了、三、崇、山、の、事、
後國社、神、の、事、了、三、崇、山、の、事、了、三、崇、山、の、事、
與、處、記、し、は、後、を、載、後、統、ハ、其、後、國、入、田、郷、也

桓武の清和堀川大納言素緒方庄日野小田名
 守田村に死後ありしを如く祀無缺の神西ひのひ
 弘仁二年辛卯二月廿一男子を生ひ是を古神皇
 臣大左惟基とすといふと信伯氏子孫とす
 勢州安徳津に信をり彼が津辺ありし中にも
 巴作といふ太刀いふとて歎けりお侍とす大
 く秘蔵しん為事とす次寛和二年十月十日彼
 太刀をたふしし時庄の柘交崩と落すと云
 らしむししやめ何たりあり侍りしん祀無缺
 去き玉姫命とすや女神の如くをいふと云
 りしははりか

○ 宋太宗冬月命徹歎炭左右啓曰今日苦寒上曰
 天下民困是寒者衆矣朕何獨温愉哉
 見王君玉國老從苑与吾醞醑帝寒夜脫御衣
 同日乃從歎





